

電子入札に参加する場合の注意事項

競争入札参加資格者名簿に登録された自治体の電子入札に参加するためには、その自治体に対して電子証明書[ICカード]を利用者登録する必要があります。

工事等・物品等の両方の資格者名簿に登録された場合は、その両方について利用者登録してください。

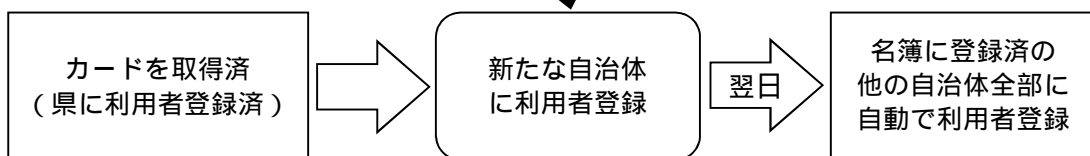
- 1 資格者名簿に登録された自治体が複数ある場合は、すぐに参加したい自治体に対して利用者登録してください。

翌日、他の自治体全部に対して自動で利用者登録されます。

- 2 新たに資格者名簿に登録された自治体がある場合は、既に電子証明書[ICカード]を他の自治体に対して利用者登録してあっても、新たに参加したい自治体に対して改めて利用者登録する必要があります。

利用者登録よりも後に資格者名簿に登録された自治体がある場合は、改めてその自治体に対して利用者登録してください。

【例】



- 3 新たに電子証明書[ICカード]を取得した場合(電子証明書の更新など)は、改めてその電子証明書[ICカード]を利用者登録してください。

この場合も、すぐに参加したい自治体に対して利用者登録すると、翌日、資格者名簿に登録されている他の自治体全部に対して自動で利用者登録されます。

- 4 利用者登録はパソコンで行ってください。

登録マニュアルは、埼玉県HP (<http://www.pref.saitama.lg.jp/>) にあります。

総合トップ > 県政情報・統計 > 各種手続・入札 > 電子入札 > 操作マニュアル (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/documents/637061.pdf>)

【利用者登録に関するパソコン操作・システムに関する問い合わせ先】

埼玉県電子入札ヘルプデスク

電話 048-830-2263 (平日 8:30~17:30)